

合併処理浄化槽を設置される方への 補助金交付制度について

度会町建設水道課

快適な生活と美しい環境を作るために

私たちは、毎日の生活の中で、たくさんの水を使います。

そして、その水の多くは、最終的に汚水となって、川や池そして海へと流れていきます。

しかし、汚水のままの状態で排水溝などから川や池に放流されると、水の汚濁がすすみ、魚や貝なども住めなくなって、やがて美しく豊かな自然は破壊されてしまいます。

そこで、大切な生活環境を守るため、汚水を処理し、きれいな水を取り戻すことが必要となり、このため下水道が望まれますが、その役目を担うものの一つとして合併処理浄化槽があります。

合併処理浄化槽とは、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などの排水）とを併せて処理するもので、トイレの水洗化を実現しつつ、生活雑排水も処理するため、生活環境を守る有効な手段として期待されています。さらに、下水道と比べても性能的に遜色なく、放流水質も良いため、公共水域の水質保全の観点からも普及促進が望まれています。

度会町では、この合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、合併処理浄化槽を設置する方に、その費用の一部を補助しております。

補助制度の概要

それでは、この補助制度の概要について説明します。

補助金の交付を受けることのできる合併処理浄化槽は、次の要件を満たしていなければなりません。

- (1) 単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽からの合併処理浄化槽への転換であること（新築による新設は対象外）
 - (2) 浄化槽法に規定する構造基準に適合すること。
 - (3) 処理対象人員が10人以下であって、厚生労働省の「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合すること。
 - (4) 次の性能を有すること。
 - ①生物化学的酸素要求量（以下BOD）の除去率が90%以上、放流水のBODに係る日間平均値が20mg／l以下の合併処理浄化槽
 - ②BOD除去率が90%以上、放流水のBODに係る日間平均値が20mg／l以下で、総窒素濃度が20mg／l以下の高度処理型合併処理浄化槽
 - ③BOD除去率が97%以上、放流水のBODに係る日間平均値が5mg／l以下の高度処理型合併処理浄化槽
- ただし、上記の条件を満たしていても次の事項に該当する方は、補助金を受けることができないのでご注意ください。
- (1) 補助を受けようとする浄化槽が、未届又は確認を受けていない違法なもの。
 - (2) 予定した年度内に工事できないもの。
 - (3) 建売住宅など販売を目的として設置されたもの。（ただし、売買契約終了後は、補助対象となります。）
 - (4) 住宅を借りている方で、浄化槽の設置について貸主の承認のないもの。
 - (5) 国県の補助対象事業費の枠を超えて申込のあったとき。

1 人槽算定式及び補助金の額

延面積	人槽	補助金額	補助金額(高度処理型)
130m ² 未満	5人槽	332,000円	384,000円
130m ² 以上	7人槽	414,000円	462,000円
二世帯・大家族住宅 ^{注1}	10人槽	548,000円	585,000円

注1…台所及び浴室が2ヶ所以上ある住宅

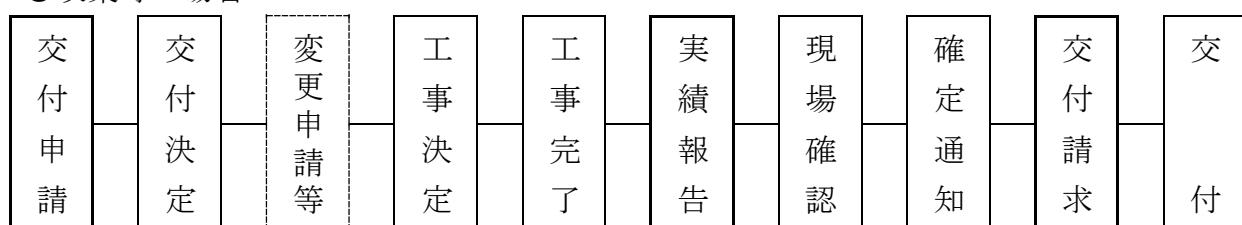
●汲み取り式便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の改良費として、配管費用は上限120,000円、汲み取り式便槽及び単独処理浄化槽の撤去費用は上限90,000円加算します。

※ 全部撤去できない場合、埋戻等は必要ですが、撤去費用の加算はできません。

2 補助金交付手続

補助金の交付申請から交付を受ける手続は、次のとおりです。

●改築等の場合



●建売住宅の場合



●借家の場合

手續は「改築等の場合」に準ずる。ただし、申請時に「貸主の承諾書」を添付すること。

合併処理浄化槽補助金制度に関するお問い合わせは、

度会町役場 建設水道課 電話（0596）62-2415（直通）

まで

度会町合併処理浄化槽設置整備事業補助金

交付手続の手引

この補助金は、合併処理浄化槽を設置しようとする方にその費用の一部を補助することで、合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水による河川の汚濁を防止し、生活環境を保全することを目的として交付するものです。

補助金交付手続は、この手引を参考にしてください。

なお、この補助金について不明な点がございましたら、建設水道課まで、お問い合わせください。

【添付書類】

- ・工事請負契約書(見本)及び工程表
工事業者と契約を締結する時に参考にしてください。
- ・交付申請及び実績報告添付書類チェックリスト
交付申請及び実績報告提出時の参考にしてください。
- ・補助金交付申請書
工事の3日前までに提出してください。
- ・誓約書（下水道事業が実施される場合に参加）
交付申請書に添付してください。
- ・誓約書（汲み取り式便槽及び単独処理浄化槽を撤去できない場合のみ）
交付申請書に添付してください。
- ・実績報告書
工事完了後30日以内又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに提出してください。
- ・合併処理浄化槽チェックリスト
実績報告書に添付してください。
- ・請求書
実績報告書に添付してください。

度会町建設水道課

〒516-2195 度会郡度会町棚橋1215-1
TEL 0596-62-2415 (直通)

注意事項

◎申請をする前に

- ・浄化槽を設置するときは、事前に届出が必要です。設置に係る手続が完了してから補助金の交付申請をしましょう。
- ・工事の施行中及び施工後のトラブルを防ぐため、見本の契約書を参考にして請負者の瑕疵担保責任及び実績報告書に必要な写真等の提出が明記されている工事請負契約を締結しましょう。
- ・建売住宅等を取得される方を除き、申請は工事着工の3日前までに申請しなければなりませんが、早めに申請しましょう。

◎申請の時に

- ・申請書の収支明細書には、浄化槽の設置、配管費用及び汲み取り式便槽及び単独処理浄化槽に係る費用のみを記入してください。
- ・浄化槽工事の申請書「2 補助事業の概要」欄中の「3 改良種類」は浄化槽の統計上必ず記入してください。

◎申請した後に

- ・申請の内容等について変更のある場合は、事業計画変更承認申請書を提出しなければなりませんので、建設水道課までご連絡ください。
- ・工事が予定期間内に完了しない場合又は工事の遂行が困難となった場合は、必ず報告しなければなりません。
- ・工事完了後30日以内又は申請した当該年度の末日までのいずれか早い日までに、事業完成報告書を提出しなければなりませんので、工事の状況をみて報告書に必要な書類を日頃より準備しておきましょう。

◎実績報告の時に

- ・実績報告には、工事の状況等を示す写真のほか、添付書類が必要です。特に、浄化槽の保守点検業務委託契約・清掃業務委託契約等の締結や法定検査（第7条、第11条）の申し込み等は、早めにすませておきましょう。また、汲取式便槽や単独処理浄化槽の撤去は、撤去前、作業中及び撤去後の写真が必要です。
- ・実績報告書の収支明細書には、浄化槽の設置、配管費用及び汲み取り式便槽及び単独処理浄化槽に係る費用のみを記入してください。
- ・浄化槽の設置に係る費用のみを記した領収書の写しを添付してください。
- ・補助金の振込先は、銀行及び農協の口座とします。
- ・申請人と口座名義人が異なる場合は、請求書の委任状により委任してください。

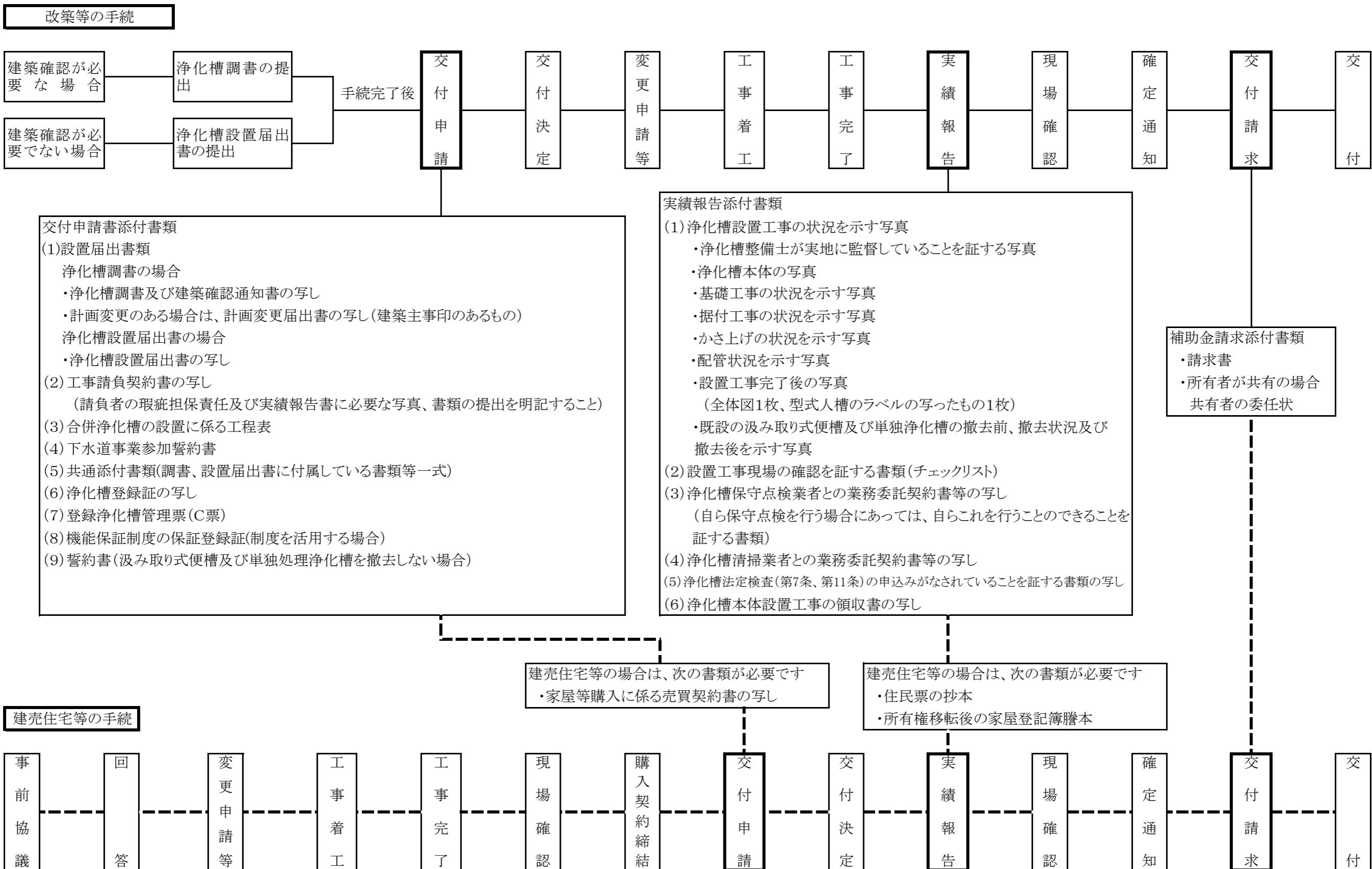
◎実績報告の後に

- ・実績報告の提出がありますと、町はその内容審査、現場確認及び調査を行います

◎補助金の交付を受けた後に

- ・浄化槽の設置後には、その浄化槽の維持管理（保守点検・清掃）及び法定検査（第7条、第11条）を実施しなければなりません。（維持管理を行わないと、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる場合があります。）また、これらの実施記録は、必ず保存してください。（保存期間は3年間です。）

度会町合併処理浄化槽設置整備事業補助金申請の手続



(申請者

)

交付申請添付書類チェックリスト

添付書類		欄
1.	净化槽調書で届出したとき	建築確認通知書及び净化槽調書の写し 計画変更のある場合は、計画変更届出書の写し (建設主事印のあるもの)
	净化槽設置届出書で届出したとき	净化槽設置届出書の写し
2.	工事請負契約書の写し (請負者の瑕疵担保責任者及び実績報告書に必要な写真、書類の提出を明記すること)	
3.	合併净化槽の設置に係る工程表	
4.	下水道事業参加誓約書	
5.	共通添付書類 (調書・設置届に附属している書類等一式)	案内図 配置図 平面図 放流経路図 净化槽形式設定書又は工場生産净化槽認定シートの写し <u>(誓約書の写し)</u>
6.	净化槽登録証の写し	
7.	登録净化槽管理票 (C票)	
8.	機能保証制度の保証登録証	
9.	誓約書 (※汲み取り式便槽及び単独処理净化槽を撤去しない場合)	

実績報告添付書類チェックリスト

添付書類		欄
1.	净化槽設置工事の状況を示す写真	净化槽整備士が実地に監督していることを証する写真 净化槽本体の写真 基礎工事の状況を示す写真 据付工事の状況を示す写真 かさ上げの状況を示す写真 配管状況を示す写真 設置工事完了後の写真 (全体図1枚、形式人槽のラベルの写ったもの1枚) 既設の汲み取り式便槽及び単独処理净化槽の撤去前、撤去状況及び撤去後を示す写真
2.	設置工事現場の確認を証する書類 (チェックリスト)	
3.	净化槽保守点検業者との業務委託契約書等の写し (自ら保守点検を行う場合は、自らこれを行うことのできることを証する書類)	
4.	净化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し	
5.	净化槽法定検査 (第7条、第11条) の申込みがなされている旨を証する書類の写し	
6.	净化槽設置工事領収書の写し	

様式第1号(第5条関係)

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

度会町長 様

申請者 住所

氏名



年度において、下記のとおり合併処理浄化槽を設置いたしたいので、度会町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額	円	どちらかの番号に○をしてください。
2 補助事業の概要		
1 設置場所	度会町	
2 形式	1 合併処理浄化槽 2 高度処理型合併処理浄化槽	
3 改良工事種類	名称 認定番号	
4 処理対象人員	1 汲取式便槽 2 単独処理浄化槽	
5 所有者	1 本人 2 共有()人 3 その他()	
6 建築物の種類・面積	1 専用 2 店舗等併用 3 共同 4 その他() 汲み取り式便槽と単独処理浄化槽のどちらから改良したか○をしてください。 延べ面積 m ²	
7 工事着工予定年月日	年 月 日	
8 工事完了予定年月日	年 月 日	
9 放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他()	

3 収支明細書

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
町補助金		浄化槽本体価格	
自己資金		設置工事費用	
その他		配管費用	
		単独処理浄化槽または汲取式便槽の撤去費用	
		その他	
計		計	

様式第1号(第5条関係)

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

度会町長 様

申請者 住所

氏名



年度において、下記のとおり合併処理浄化槽を設置いたしたいので、度会町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助事業の概要

1 設置場所	度会町		
2 形式	1 合併処理浄化槽 2 高度処理型合併処理浄化槽		
	名称 認定番号		
3 改良工事種類	1 汲取式便槽 2 単独処理浄化槽		
4 処理対象人員	人槽		
5 所有者	1 本人 2 共有() 3 その他()		
6 建築物の種類・面積	1 専用住宅	延べ面積	m ²
	2 店舗等併用住宅	延べ面積	m ²
	3 共同住宅	延べ面積	m ²
	4 その他()	延べ面積	m ²
7 工事着工予定年月日	年 月 日		
8 工事完了予定年月日	年 月 日		
9 放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他()		

3 収支明細書

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
町補助金		浄化槽本体価格	
自己資金		設置工事費用	
その他		配管費用	
		単独処理浄化槽 または汲取式便槽の撤去費用	
		その他	
計		計	

工事請負契約書

第1条 発注者 _____ (以下「甲」という。) 及び浄化槽工事者 _____ (以下「乙」という。) は、度会町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 度会町

工事の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

設置する浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準及び「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上・放流水のBODが20mg(1日間平均値)以下の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽。

工事の請負代金及び支払方法

金額	円(消費税含)
支払方法 1 現金 2 その他()	

第3条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項の規定に従い浄化槽設備士_____に実地に監督させ、又は自ら浄化槽整備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び度会町が定める工事の基準に従って、工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は、工事着工を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施行について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、度会町が定める補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条の規定に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合は、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならぬ。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何らかの手続を要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続が受理されず、また認められないとき。

(2) 工事用地が、工事施行が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を請求することができる。

第16条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何らかの手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何らかの手段を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定に基づき、工事が一時中止され、又は甲の責に帰すべき事由により、着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかつたとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めるとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の千分の一の違約金を請求することができる。

2 甲はこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金額につき、支払日の翌日から支払い完了の日まで日歩8銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 注文者 住所 度会町
氏名

印

乙 請負者 住所
氏名

印

浄化槽事業登録番号：
又は届出番号：知事 (届) 第 - 号

淨化槽工事工程表

誓 約 書

この度、合併処理浄化槽設置整備促進事業において、
合併処理浄化槽設置補助金の交付申請をするにあたり、
将来、度会町が農業集落排水事業、公共下水道事業等に
おいて下水道事業を実施する場合は、必ずその事業に賛
同し参加することを誓約いたします。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名 ㊞

度会町長 中村 忠彦 様

様式第4号(第7条関係)

令和 年 月 日

合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書

度会町長 様

申請者 住所
氏名 印

令和 年 月 日付け度会町指令第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願いたく申請します。

記

- 1 補助申請内容の変更
 - 2 補助事業の中止
 - 3 補助事業の廃止
- (理由)

様式第5号(第8条関係)

合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日

度会町長 様

申請者 住所

氏名

(印)

年 月 日付け度会町指令第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	円
2 事業完了年月日	年 月 日
3 事業実績	どちらかの番号に○をしてください。
1 設置場所	度会町
2 形式	1 合併処理浄化槽 2 高度処理型合併処理浄化槽
3 改良工事種類	名称 認定番号 登録番号
4 処理対象人員	人槽
5 所有者	1 本人 2 共有() 3 その他()
6 建築物の種類・面積	1 専用 2 店舗等併用 3 共同 4 その他() 汲み取り式便槽と単独処理浄化槽のどちらから改良したか○をしてください。 延べ面積 m ²
7 工事着工年月日	年 月 日
8 工事完了年月日	年 月 日
9 放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他()

4 収支明細書

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
町補助金		浄化槽本体価格	
自己資金		設置工事費用	
その他		配管費用	
		単独処理浄化槽または汲み取り式便槽の撤去費用	
		その他	
計		計	

様式第5号(第8条関係)

合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日

度会町長 様

申請者 住所

氏名

(印)

年 月 日付け度会町指令第 号で補助金交付決定を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 事業実績

1 設置場所	度会町		
2 形式	1 合併処理浄化槽 2 高度処理型合併処理浄化槽		
	名称	認定番号	登録番号
3 改良工事種類	1 汲取式便槽 2 単独処理浄化槽		
4 処理対象人員	人槽		
5 所有者	1 本人 2 共有()人 3 その他()		
6 建築物の種類・面積	1 専用住宅 2 店舗等併用住宅 3 共同住宅 4 その他()	延べ面積 m ²	延べ面積 m ²
7 工事着工年月日		年 月 日	
8 工事完了年月日		年 月 日	
9 放流先	1 河川 2 道路側溝 3 その他()		

4 収支明細書

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
町補助金		浄化槽本体価格	
自己資金		設置工事費用	
その他		配管費用	
		単独処理浄化槽 または汲取式便 槽の撤去費用	
		その他	
計		計	

合併処理槽チェックリスト

検査項目	チェックのポイント	欄
1. 流入管渠及び放流管渠の勾配	汚物や汚水の停滞はないか	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか 雨水や工場廃水等が流入していないか	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか	
5. 流入管渠、放流管渠及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか	
7. 净化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか コンクリートスラブが打たれているか	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか	
9. 净化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばつ気槽の接触材に変形や破損はないか しっかりと固定されているか	
11. ばつ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及稼動の状況	各装置に変形や破損はないか しっかりと固定されているか 空気の出方や水流に片寄りはないか	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか しっかりと固定されているか 薬剤筒は傾いていないか	
13. ポンプ設置（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼動状況	ポンプますに変形や破損はないか ポンプますに漏水のおそれはないか ポンプが2台以上設置されているか 設計どおりの能力のポンプが設置されているか ポンプの固定が十分行われているか ポンプの取りはずしが可能か ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか	
14. ブロワーの設置、稼動状況	防振対策がなされているか 固定が十分行われているか アースはなされているか 漏電のおそれはないか	

設置者 の合併処理浄化槽（名称 認定番号 登録番号 ）
 設置が完了し、上記のとおり確認したことを証します。

令和 年 月 日

担当浄化槽設備士氏名
 （浄化槽設備士免状の交付番号 ）

第7号様式（第10条関係）

合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書

令和 年 月 日

度会町長 中村 忠彦 様

補助対象者 住所
氏名

印

令和 年 月 日付け度会町指令第 号で交付の確定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 交付確定額 円

2 振込希望先

金融機関名	口座名義人	口座種別	口座番号
銀行	支店 (フリガナ)		
農協	所		

3 委任状

上記口座名義人を代理人として、補助金の受領を委任します。

委任者 住所
氏名

印

受任者 住所
氏名

印